

# TOKYO 人権

●インタビュー／木村草太

人権を考える—

それは想像力を働かせて  
自分とは異なる人の立場になってみること

●特集

被害者と加害者の  
対話がもたらすもの

●不登校経験者が起業した、  
生き方を創造する企業

# 人権を考える――

それは想像力を働かせて  
自分とは異なる人の立場に  
なってみること

きむら そうた  
木村草太さん

(首都大学東京 都市教養学部法学系 准教授)

日本国憲法の三大原理の一つ、基本的人権の尊重。権利保障の中核的条文といわれる第13条に「すべての国民は、個人として尊重される」とあるように、憲法は日本に暮らす私たちが個人として尊重され、一人ひとりの自由や平等を保障する重要な役割を担っています。

日本国憲法は世界的に見ても、高い水準で人権が保障されていると言われますが、憲法はなぜ人権を保障しているのでしょうか。憲法を通じて人権を考えるうえで大切な視点について、憲法学者である木村草太さんにお話を伺いました。

## ―憲法学を志した理由をお聞かせください。また、ご専門である憲法訴訟論とは？

憲法学のなかにも様々な専門分野がありますが、私が専門とする憲法訴訟論とは、訴訟の場で憲法をどう使うのかを考える学問です。民法や刑法は、もともと訴訟を前提に定められた法律なので、訴訟や判例を研究することは当然であり、あえて民法訴訟論や刑法訴訟論とは言いません。しかし憲法学では、国家論や憲法史など、様々な研究分野があるので、訴訟や判例の研究を憲法訴訟論と呼んでいます。憲法訴訟は、主に人権に関係していますから、人権を訴訟の現場で実現するための学問ともいえるでしょう。

多くの人は「人権なんて無くても別に困らない」と考えるかもしれませんが、しかし、その一方で、人権が

無いと本当に困ってしまう少数の人がいます。私が憲法学を志し、なかでも憲法訴訟論を専門にした理由は、私自身が人権を必要とするタイプの人であることはもちろんですが、本当に困っている人の権利を実現するために、役に立ちたいと思ったからです。

## ―「人権」とはどのように定義されるのでしょうか。

人権は、「人間であるという理由だけで保障されるべき権利」と定義されます。ただ、それが具体的にどんな権利なのか、人が人として生きていくために絶対に必要な権利とは何かを具体的にイメージすることは、今の日本ではとても難しいことかもしれません。なぜなら、いまの日本では、特定の宗教を信じるかどうか、あるいは、特定の新聞やテレビを見たかどうか、といったことを理由に逮捕されることはありません。私



たち日本人にとって、人権が保障されることは当たり前になりすぎて、それがいない状態をイメージできないからです。空気のありがたさを意識することがとても難しいのと同じですね。これは、今の日本の人権状況が極めて高い水準にあることを意味しています。

実際、紛争地域や苛烈な人権侵害状態にある外国では、理由なく逮捕されたり、政府を批判する新聞を読んでいるところを見られただけで密告の対象になったりするような地域も決して珍しくはありません。そう考えると、私たちが当たり前だと思っている人権が保障されない社会は、極めておそろしい社会であるということに気づくことができるのではないのでしょうか。

### —日本で基本的な人権が保障されているのは、やはり、憲法のおかげなのでしょうか。

もちろん、憲法があってこそこのことです。憲法とは、私たち人類がこれまでにおかしてきた過ちのリストみたいなものです。例えば、宗教弾圧で多くの人を不当に苦しめてしまったとか、公正な裁判をせずに無実の罪で多くの人が死んでしまったとか、そういうことを反省し、「これはやってはいけない、あれはやってはいけない」と書いてあるのが今の憲法なのです。

例えば、明治憲法（大日本帝国憲法）は、アジアで最初に西歐的な憲法を定めたという意味では歴史的価値の高い憲法ですが、そのもとで、日本国民はたくさん失敗をしました。最大の失敗は太平洋戦争でしょう。また、人権侵害という点でも多くの問題がありました。例えば、出版法・新聞紙法が定められ、表現の自由はひどく制限されていました。内務大臣や外務大臣の判断で、新聞記事の差し止めを命じることができたのです。現代で例えるなら、「TPP交渉が国民に知られると支持率が下がるから、TPPに関しては一切新聞に書いてはならない」という命令を出すことができたわけです。出版禁止命令を受けた本もたくさんありました。公権力が世論を操作したり、政府批判の言論を弾圧することができたのです。

こうした失敗への反省を重ねてきたからこそ、日本国憲法では表現の自由が非常に強く保障されているのです。苦い経験とそれに対する反省が憲法に盛り込まれた結果だといえるでしょう。

### —「憲法は国家権力を縛るもの」という立憲主義の観点からすると、人権は“国家に守らせるもの”ということになるのでしょうか。

もちろんそうです。立憲主義の大きな柱は二つあって、一つは権力分立、もう一つは人権保障です。人権を侵害しないように国家を縛る、これは憲法の重要な役割です。また、国家の側から見れば、人権リストは、

過去にしでかしてきた失敗のリストですから、そこに触れることをするときには、「今、自分はかなり危ないことをしている」と自覚する必要があるでしょう。例えば、焼酎を3杯以上飲んで、酔って暴力的になった過去があるため、「3杯以上は飲まない」とルールを決めた人がいたとします。もし、その人が3杯目を飲む状況になったら、当然、慎重にならなくてはなりませんよね。人権というリストもそれと同じです。

国家と国民は非常に非対称の関係にあります。つまり、国家は国民に対して権力を持っているので、相手の意思を無視して強制できてしまう。だから、権力が濫用されないように、人権が尊重されているかどうか、より注意深くなる必要があるのです。

### —では、なぜ私たちは、市民や企業などに対して「人権を守りましょう」と言えるのでしょうか。

人権が確立する歴史過程で、人権侵害の主体として意識されたのは国家だったので、人権は“個人”が国家に要求する権利という在り方になっています。しかし、人権が人間であれば当然に認められる権利なのだとしたら、国家以外の主体による人権侵害も当然許されないでしょう。たとえば、労働者は生活がかかっていますから、雇用者からひどい扱いを受けても、そう簡単には辞められません。圧倒的な権力を握っているという意味では、企業も国家に近いということになり、企業による人権侵害も防がなければならないという考え方になります。そのために労働基準法や労働契約法があるのです。

### —憲法のなかに「差別とは何か」について規定はあるのでしょうか。

憲法14条に「法の下に平等」であって、かつ「差別されない」と書いてあります。日本国憲法は1947年に施行されましたが、平等条項と差別されない権利を分けている憲法は非常に珍しいです。ほとんどの国の憲法では、「平等」は書かれていても、「差別禁止条項」は書かれていません。したがって、これに関しては、進んでいるとっていいでしょう。

不平等と差別は同じ文脈で使われることもあります。不平等とは、目的に照らしたときに、不合理な区別が生じていることです。これは客観的に認定できます。一方で、差別とは、行為者の主観的な蔑視感情や反感のことをいいます。人間の類型、つまり、性別や人種などに向けられた蔑視感情、これが差別の定義であり、それに基づく行動が差別的行為です。もっとも、定義は大変明確なのですが、ある行為をしたときに、それが差別に基づいているかどうかの判断は簡単ではありません。例

えば、企業の採用で、女性の応募者が全員落ちた場合、「これは女性差別ではなく、労働能力の観点から選考した結果、たまたまそうなたただけのことです」と言われたら、差別とは断言しづらいですね。このように差別問題は、定義は簡単なのですが、認定が難しいのです。そうしたところもあって、差別禁止法は作りづらいのだと思います。

## —「差別されない権利」というのは耳慣れない気がします。

昔のアメリカ南部では、列車、学校、ビーチなど、さまざまな場所が、黒人用と白人用に区分されていました。今なら、だれもが「黒人差別だ」と思うでしょう。しかし、当時の最高裁は「黒人と白人は、まったく異なり、相互に憎しみも持っているため、一緒にすると喧嘩になり、治安が乱れる。だから分けましょう」と説明しました。これは有名な「Separate but equal」という、「分離すれど平等」の法理と呼ばれるものです。

この問題については二つのアプローチがあります。一つは平等権からのアプローチ。平等権では、区別に正当な目的があり、その目的の達成に役立つ区別であれば不平等ではないと解釈します。逆に言えば、区別する目的が不当であるか、その目的に役立たない区別だけが、不平等とされます。この考え方は、黒人差別の現場では有効ではありません。なぜなら、黒人と白人が喧嘩になるのは、南部の社会ではある程度、“事実”だったからです。喧嘩を防ぐために人種を分離するのは不平等ではない、となってしまうのです。

しかし、その後、「人種分離は差別である」と解釈されるようになりました。すなわち、人種分離は黒人への蔑視感情に基づく制度であり、国が差別を助長するような制度をつくってはいけないというもう一つのアプローチに議論が進んでいったのです。

日本でも平成25年に、最高裁判所は、非嫡出子<sup>\*</sup>の法定相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする規定を違憲と判断しました。これまでは、婚姻保護という目的のために必要な区別で、不平等ではなく合憲としていたのですが、非嫡出子に対する差別を国家が助長することになると指摘し、違憲としました。「差別されない権利」からのアプローチが有力になった結果でした。したがって私は、平等権と差別されない権利は違う権利であって、その射程も違うため、両者は分けて議論したほうが良いと考えています。

## —今、都民が考えるべき人権課題とは。

例えば、最近では同性婚が話題になりました。性的少数者をどのようにして社会で認め、受け入れ、当事者にとって生きやすい社会にしていくかを考えていく

ことはとても大切なことだと思います。ほかに、今、東京ではイスラム教徒の人口が増えています。日本では多くの料理に豚肉が使われていることもあり、彼らが日本で暮らすにはまだまだ不自由だったりします。そうした少数派の問題に、もっと目を向けていく必要があると思います。また、沖縄に基地が集中する状況に対して沖縄の人たちがいう「沖縄差別」が気になっています。本土の人たちが無意識的に「基地は沖縄に置いておけばいい」と、つまり、沖縄にだけ押し付けても不正義ではないという感覚を持っているとしたら、それは差別といわれても仕方がないでしょう。東京には横田基地がありますから、基地がどれだけ負担かは理解できるはずですが。今一度、沖縄の方たちの「これは差別ではないか」という声に耳を傾けてほしいと思います。

## —人権問題を考えるうえで必要な視点とは？

アメリカやフランスの人権宣言が200年以上前につくられたのに比べて、日本国憲法は制定されて70年にも満たないものですから、人権条項が充実しているなど非常に先進的な思想に基づいています。とはいえ、差別や人権問題というものは、圧倒的多数の人にとっては、なぜ困っているのかがよく分からないという性質の問題です。したがって、困っている側の主張に耳を傾け、なぜ困るのか、どれだけ困っているのかを「想像する力」を持つことが大切だと思います。憲法を学ぶことは、実は小説を読むのと同じように自分の世界を広げてくれるものだと思います。自分とは異なる人の立場になって考えること、それが、人権問題を考えるきっかけになるのではないのでしょうか。

インタビュー/林 勝一(東京都人権啓発センター 専門員) 編集/那須 桂  
撮影(表紙・2~4ページ)/細谷 聡

●東京都人権啓発センター 5周年記念事業「人権に出会う一日」

### シンポジウム「人権都市の条件とは—東京/日本/世界」

2015年10月31日(土)  
東京国際フォーラム(千代田区丸の内3-5-1)ホールB5

無料

開演/14:00~16:00

講師/木村草太(憲法学)

大澤真幸(社会学)

根本かおる(国運広報センター)

定員/400名(当日先着)

問合せ/東京都人権啓発センター

電話/03-3876-5372

profile



### ●木村草太(きむら そうた)

1980年、横浜市生まれ。東京大学法学部卒業、同助手を経て、現在、首都大学東京法学系准教授。専攻は憲法学。法科大学院での講義をまとめた『憲法の急所』(羽鳥書店)は、「東大生協で最も売れている本」「全法科大学院生必読の書」と話題に。近著に『テレビが伝えない憲法の話』(PHP新書)、『未完の憲法』(奥平康弘共著、潮出版社)、『憲法の条件—戦後70年から考える』(大澤真幸共著、NHK出版)、『集团的自衛権はなぜ違憲なのか』(晶文社)などがある。



●ブログ/木村草太の力戦憲法

<http://blog.goo.ne.jp/kimkimlr>

『憲法の創像力』

木村草太 著 / NHK出版 刊

\*非嫡出子: 法的な婚姻関係にない男女の間に生まれた子。

## 個人が尊重される社会を自分たちでつくる

# 不登校経験者が起業した、生き方を創造する企業

さまざまな理由で既存の学校に通えない子供たちのためのフリースクールは全国に400ほど存在します。しかし、学校教育法に基づく“公的な学校”ではないため学歴としては認められていません。このため子供たちの進路の選択肢は著しく狭められています。自分らしく生きていける社会を模索するために、元・不登校の若者たちが自ら起業した社会的企業取材しました。

文部科学省の調査によれば、2013年度の不登校の児童・生徒数は、全国で約12万人でした。こうした子供たちは成人して社会へ出るときにもさまざまな困難があります。日本では“公的な学校”に通うことがあたりまえとされているので、不登校者はとても孤独で、自分を劣った存在のように感じてしまいがちだといえます。

「株式会社創造集団440Hz」は、<sup>ヘルツ</sup>フリースクール東京シューレが母体のシューレ大学で意気投合した若者たちが立ち上げた企業です。代表取締役の石本恵美さんは中学<sup>いしもとめぐみ</sup>2年生から不登校になりました。



石本恵美さん

その後、映像制作を学び、在学中からそれを生かした仕事もしてきました。そこで得た経験と技術をもとに、2010年、4人の仲間たちと会社を設立しました。進路に、さまざまな社会問題を解決するための営利企業＝“社会的企業”の設立を選んだことについてこう話します。

「不登校は世の中からはじき出される経験でした。それで、誰もが人間らしく生きられる社会だったらいいのと思うようになったんです。シューレ大学では、授業のカリキュラムでもなんでも、学生の意見が尊重され、誰もが対等な立場で互いに納得いくまで話し合っものごとを決めます。だから働き口もそうだといいと思ったのですが、一般企業は、働く人よりも利益優先のところが多いです。自分に合う就職先を探して、合わないと辞めて…その繰り返しはしたくなかった。それならば、望むような仕事を自分たちで作った方が、むしろ、一番の近道じゃないかと考えたんです」(石本さん)。

社名の「440Hz」とは赤ちゃんの産声の周波数で、「社会に向けて声をあげる」という意味を込め、また、「創造集団」は、いろいろな背景をもっている人たちが、社会に合わせるのではなく、一人ひとりが尊重される社会をつくる、そういう人々の集まりでありたい、そんな思いからつけられています。

現在の事業の中心は映像制作で、海外のフリースクール等さまざまな教育の取り組みを取材した意欲的なドキュメンタリー



制作・販売しているDVDの一部

作品を多数リリースしています。この他、グラフィックデザイン、WEBページの制作なども行っていますが、特に映像作品の評判が良く、経営は楽ではないものの、社員が生活できるだけの収益をあげることができています。

取引先の仕事の進め方が働く人を必ずしも大事にしていないように感じ、不登校のときと同じようなつらさを感じることもあるという石本さん。しかし、一方でやりがいを感じているといいます。

「私たちが目指しているのは“お互いの思いを尊重する”ということ。だから、コミュニケーションを積み重ねて、より良いものをつくることができたときには、本当に嬉しいです」(石本さん)。

最後に、今後の展望についてお聞きしました。

「各種グラフィックデザインやWEB制作の仕事にも力を入れていきたいです。それと同時に、『こんな生き方もあるんじゃない?』と、社会に身をもって示せていけたらと思っています」(石本さん)。

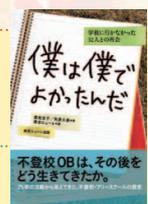
人生において働くこととは?人にとっての幸せとは? そうしたことを追求する、型にはまらない企業活動がさらに広がっていくことを期待しましょう。

インタビュー／鎌田晋明(東京都人権啓発センター 専門員) 編集／脇田真也

### もっと知りたい!

『僕は僕でよかったんだ  
学校に行かなかった32人との再会』  
奥地圭子ほか 著／東京シューレ 編  
東京シューレ出版 刊

32人の不登校経験者は、“フリースクール後”の人生をどう生きてきたか。こんな道もあるのだ!と気付かされる一冊。



不登校OBは、その後をどう生きてきたか。

### <取材先情報>

・(株)創造集団440Hz <http://creators440.org/>

# 被害者と加害者の対話がもたらすもの

## 「修復的司法」で 犯罪被害からの回復をめざす

「被害者加害者対話」は、犯罪の被害者と加害者が対面し、事件について話し合う取り組みです。現行の司法制度だけでは解決できないさまざまな葛藤を、当事者同士が気持ちを伝え合うことで互いの精神的な回復や立ち直りを図り、償いの方法などを模索します。米ミネソタ大学の調査では、こうした対話を経験した被害者の8割以上が満足し、加害者の再犯率が約3割減少したといえます。修復的司法を日本で実践している団体に取材しました。

### 世界で注目される「修復的司法」とは

これまで日本では幾度となく、犯罪被害者の権利向上の必要性が訴えられてきました。と同時に、加害者に対する厳罰化を要求する世論の高まりもあり、1990年代以降、政府は被害者支援を目的とする法律や制度の整備、少年法の改正などを行ってきました。

この状況について、弁護士で「NPO法人 対話の会」理事長の山田由紀子やまだ ゆきこさんは次のように話します。

「政府も法曹関係者も、被害者支援に十分取り組んでこなかったことをもっと反省すべきです。他方で、被害者の権利を相対的に向上させるために、加害者の人権を引き下げるといふ風潮には疑問を感じました」。

山田さんは被害者にも加害者にもプラスになるような新たな方法を求め、1998年、日本よりも厳罰化が進んでいたアメリカへ留学しました。そこで出会ったのが「修復的司法」でした。国法を破ったことについて国家が違反者を処罰するという、これまで通常採られてきた制度である「刑事司法」に対し、「修復的司法」は、被害者と加害者、犯罪の影響を受けた周囲の人々など、事件の当事者が主体的に集まり話し合うことで、事件によって引き起こされた害悪の解決とともに模索する取り組みです。具体的には、被害者と加害者が第三者の仲介で直接顔を合わせ、事件にまつわる体験や心境を伝え合い、疑問や不安を解消して、罪の償いなどを話し合います。

欧米では20年以上前から実践されており、公的に制度化されているケースも多くあります。たとえば、

ニュージーランドでは、法律によって、殺人・致死事件を除くすべての少年犯罪に修復的司法が適用されており、まず対話を行って解決策を探り、それが不調に終わった場合に通常の裁判が開かれます。また、アメリカでは州や地域、対話を取り持つ団体によって多少

の違いはあるものの、方法の基本は共通しており、被害者からの回復と、再犯率の低下を図っています。

「アメリカは厳罰化傾向にありながら、草の根では加害者の背景や内面を分析し、教育や福祉を施す必要があるという考え方が根付いており、それも修復的司法につながっているのだと思います」（山田さん）。

現在日本では、刑事訴訟で被害者が被告人質問等が

できる被害者参加制度が設けられています。しかし、殺人などの重罪以外の、軽微な犯罪の被害者は制度を利用することができないなど、参加の条件はとても限定されています。また、加害者が被害者に対して謝罪したい気持ちがあったとしても、その機会がなかなか



NPO法人 対話の会 理事長  
山田由紀子さん

持ちにくい状況にあります。修復的司法はこうしたニーズを満たすものです。これこそ日本に必要なものだと考えた山田さんは、2001年、修復的司法の主要な方法の一つである被害者加害者対話（VOM=Victim Offender Mediation）を執り行う日本で初めてのNPO法人を協力者とともに設立しました。

### 慎重に判断される 被害者加害者対話の開催

加害者が収監されているときや、裁判が進行しているときに対話の会を開催することは困難ですが、それ以外なら、たとえ事件後何年経っていても開催することが可能ですし、裁判が終わり、既に賠償が済んでいても開催する場合があります。被害者加害者対話では、金銭的な賠償以外の犯罪被害からの回復の道もありうるとしているからです。

被害者や加害者だけでなく、家族や友人など、事件の関係者なら誰もが、開催を申し込むことができ、会への参加も可能です。費用は一切発生しません。犯行の認否を争う場ではないため、加害者が自らの犯行を認めていることが開催の前提条件となります。その上で、進行役が被害者と加害者に意思を確認します。双方から対話への参加に同意が得られた後、個別に事情や心境を十分にヒヤリングします。

こうした準備・実施にあたり、進行役は重要な役割

を果たします。NPO法人 対話の会では、特別な資格を持たない一般市民のボランティアを起用し、進行役として育成しています。これは、犯罪によって起こった問題を地域の人々自身の手で解決していこうという、修復的司法の考え方に基づいています。進行役には、被害者側／加害者側いずれの関係者でもないことによる公平性、専門家ではないからこそ可能な当事者の主体性を尊重した控え目なサポート、誰もが安心して参加できる場をつくることなどが期待されています。

進行役のもう一つの重要な役割が、実際に対話を開催しても大丈夫かどうかの判断です。NPO法人 対話の会が活動を始めてからこれまでの14年間に受けた申し込み数は、被害者側から25件、加害者側から44件で、実際に対話が成立したのは27件です。

「成立数が3分の1であるのは、アメリカのミネソタ大学にある修復的司法調停センターの基準を厳格に適用しているためです。参加者が互いの人格を尊重しながら話ができそうか、対話による二次被害の恐れはないかなど、双方に有益な会にできるかを厳しく見極めて開催しています」(山田さん)。

被害者加害者対話は、相互の理解と関係修復が一番の目的であるので、実は、必ずしも当事者同士が直接会うこと自体を目的とはしていません。実際には対話の会が成立しない場合でも、その開催を準備する過程で、進行役が仲介することで、相互理解がなされ被害からの回復が進むことがあるといいます。合意文書を作成することよりも、そのプロセスに力を注ぐのは、被害者加害者対話の大きな特長です。

「対話の会を“和解”の場としているわけではないんです。被害者が加害者を簡単に許せないのは当然ですから、被害者に許しを強要するようなことはありません。この点は誤解されやすいので、参加する方には丁寧に説明しています」(山田さん)。

また、被害者の法律的な権利を侵害しないように、NPO法人 対話の会では、賠償額などについては弁護士に相談するよう勧めています。互いの実情を知った上で、それでも「加害者が精いっぱい償おうとしているなら」と被害者自身が心から納得できたときに初めて、合意内容を調整します。精神的な隔たりを埋め合わせ、そこから現実的に履行が可能な償いの方法を探っていくのです。こうした配慮とさまざまな準備の上に、対話の会は行われています。

## 対話の会の進め方

- 1 参加者全員が、事件の体験や心境を、自分を主語とした「私メッセージ」で語る  
他者を主語とした非難や追及をせず、まずは自分自身について話します。
- 2 お互いの質問と答え  
被害者は、なぜ自分を狙ったのか、逆恨みしていないかなどの疑問や不安を、加害者はどんなことをすれば償いになるのかなどを互いに直接尋ね、それに答えます。
- 3 被害の回復や加害者の更生について話し合う  
償いの内容、加害者の立ち直りや再犯防止のために何ができるかなどを話し合います。
- 4 話し合いの内容をまとめる  
合意に至った場合は文書にまとめます。話し合った内容を全員で確認し、対話を終了します。

## 対話による被害の回復と犯罪者更生の可能性

山田さんは、対話によって被害者が苦しみから回復し、加害者もまた更生していく姿を何度も見てきたといえます。

「多くの方が『対話してよかった』と言ってくれます。また、加害者も被害者の被害の実情を知って心からの反省に至るのでしょうか。そうして立ち直ろうとするときは、表情が違うのです。そんなとき、対話を開催して本当に良かったと思いますね」(山田さん)。

マスコミの報道などから想像される被害者は、加害者との対話など一切望んではいないかのように見えます。しかし、実際の被害者すべてがテレビの中の被害者像のようであるとは限りません。

「加害者の顔など二度と見たくないと思っても、なぜあんなことをしたのか、今、何を考えているのかを直接聞きたいと感じるときが来ることがあります。家族を殺された被害者が10年後に加害者と対話し、許すことはできないながらも心の一区切りが付き、再び人生の一步を踏み出すことができた例もあります。対話の会は、当事者が主体的に関わることのできる、犯罪被害からの回復のための数少ない方法の一つです。私たちは、当事者が必要だと感じた時にいつでもお手伝いできる会でありたいと思っています」(山田さん)。

被害者加害者対話は、行政に任せるのではなく、あくまで市民が主体となって取り組むべきものです。しかし、よりいっそうこの取り組みを活かすためには、警察や裁判所等の協力も不可欠なのだといえます。NPO法人 対話の会では、将来的にはこうした公的機関との連携も図っていきたいと考えています。

インタビュー / 鎌田 晋明 (東京都人権啓発センター 専門員) 編集 / 小松 亜子

## 修復的対話の進行役養成セミナー (3日間)

日時：2015年10月10日(土)、24日(土)、31日(土)

各日とも10:00~17:00 ※事前申込制

会場：ソシオ砂子ビル

(川崎市川崎区砂子1-10-2 JR・京急川崎駅 徒歩5分)

※問い合わせは、NPO法人 対話の会へ

『対話の会の進め方』(DVD付き)

※問い合わせは、NPO法人 対話の会へ

『被害者と加害者の対話による回復を求めて』

(誠信書房刊 藤岡順子 編著)

● NPO法人 対話の会 <http://www.taiwanokai.org/>

電話 047-303-3666 メール taiwanokai@white.plala.or.jp



行事のご案内

公益財団法人 東京都人権啓発センター 5周年事業  
人権に出会う一日

東京が真に人権尊重の都市となるために、人権に親しみ、学べるイベントを開催します。

●日時 平成27年 10月31日(土) **入場無料**

●会場 東京国際フォーラム(千代田区丸の内3-5-1)

■シンポジウム 「人権都市の条件とは ー東京/日本/世界」  
ホールB5(400席) 14:00～16:00  
講師 木村草太(首都大准教授、憲法学)、大澤真幸(社会学者)、  
根本かおる(国連広報センター所長)

■じんけんラジオ 人権ソングのライブとトーク  
ホールB5(400席) 18:30～20:30(終了予定)  
出演 大島花子(歌手)、麻木久仁子(タレント)、  
崎山敏也(TBSラジオ記者)

■じんけんブロード さまざまな団体のブース展示  
ホールB5ロビー 12:00～19:00

■人権問題都民講座  
ホールD5(120席)  
11:00～ 水無田気流(詩人、社会学者)  
14:00～ 仁藤夢乃(Colabo代表)  
16:20～ 渡辺真由子(メディアジャーナリスト)

■人権啓発映画会  
ホールB5(400席)  
10:00～ 「あん」  
アフタートーク 樹木希林(女優)、ドリアン助川(作家)  
ホールD7(240席)  
11:00～ 「みんなの学校」  
13:15～ 「あなたに伝えたいこと」  
他予定

※人権問題都民講座のみ事前受付。お申し込みは下記まで(その他は全て当日先着順。映画会は、各回入替制)。  
※手話、託児あり。詳細は下記まで。

●お申し込み・お問い合わせ  
(公財)東京都人権啓発センター 普及情報課  
TEL 03-3876-5372 FAX 03-3874-8346  
http://www.tokyo-jinken.or.jp/

行事のご案内

ヒューマンライツ・フェスタ東京2015

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、人権の大切さについて考え、理解するためのイベント。多文化共生シンポジウム、世界の映画上映、ステージショーなど。

●日時 平成27年 10月9日(金)、10日(土)、11日(日)(計3日間)

●会場 東京国際フォーラム(千代田区丸の内3-5-1) **入場無料**

●お問い合わせ  
東京都 総務局 人権部  
人権施策推進課  
TEL 03-5388-2588  
http://www.tokyo-human-oct.com



講演会のご案内

9月は東京都自殺対策強化月間です  
講演会「自分を傷つけずにはいられない!」  
～生きづらさを抱える若者の自殺予防のために～

●日時 平成27年 9月10日(木) 18:30～20:00

●会場 東京都庁 都民ホール(都議会議事堂 1階) **入場無料**

●講師 松本俊彦(精神科医)

●参加方法 事前申込制(詳細は、下記URLをご覧ください)

●お申し込み  
東京都 福祉保健局  
保健政策部 自殺総合対策担当  
TEL 03-5320-4310  
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/tokyokaigi/rinjil/index.html



(公財)東京都人権啓発センター賛助会員募集のご案内

皆様とパートナーシップを築き、人権意識の高揚、人権問題の解決に向けて、ともに手を携えてまいりたいとの趣旨から賛助会員制度を設けております。趣旨にご賛同いただき、ご加入下さるようご案内申し上げます。

個人賛助会員 一口 2,000円 団体賛助会員 一口 30,000円

●お問い合わせ  
(公財)東京都人権啓発センター 総務課 TEL 03-3876-5371

|          |                 |               |              |             |            |          |
|----------|-----------------|---------------|--------------|-------------|------------|----------|
| ※団体会員の皆様 | (公財)東京都中小企業振興公社 | (一財)東京都営交通協力会 | 東京臨海高速鉄道(株)  | 東京都商工会連合会   | (一財)東京都弘済会 | 東京港埠頭(株) |
|          | (株)首都圏環境美化センター  | (一社)東京都信用組合協会 | (公財)東京都環境公社  | 東京臨海熱供給(株)  | 自治労東京都本部   | (株)ゆりかもめ |
| ※個人会員の皆様 | (公財)東京都歴史文化財団   | 東京都人権啓発企業連絡会  | (有)東京エイドセンター | (株)東京ビッグサイト | (株)東京交通会館  | (有)関東紙業  |
|          | (株)ミライト・テクノロジーズ | (公財)東京都学校給食会  | (公財)東京しごと財団  | (公財)東京観光財団  | 東京食肉市場(株)  |          |
|          | 東京都中小企業団体中央会    | (一社)東京環境保全協会  | 東京都住宅供給公社    | (公財)東京税務協会  | NPO法人TEOS  |          |
|          | 東京都下水道サービス(株)   | (株)東京国際フォーラム  | 東京都職員信用組合    | (公大)首都大学東京  | (株)日本アクセス  | (順不同)    |

●編集後記

憲法論が世上を賑わす今だからこそ、憲法における人権保障の基礎を学び直したい。"基礎を理解した上で、想像力を駆使してより良き社会を創造する"。木村さんから受け取ったメッセージだ。(H)

生きづらいのは居場所が合っていないから。あなたにふさわしい世界はどこか他所にある。子供たちの自殺率が增大する夏休み明けの九月一日に、皆がなんとか持ち堪えてくれることを切に願って(餃)

TOKYO人権 Vol.67 2015年秋号  
2015年8月31日発行(年4回発行)

●制作・印刷/株式会社トライ  
●発行/公益財団法人 東京都人権啓発センター  
〒111-0023 東京都台東区橋場1-1-6 東京都人権プラザ内  
TEL 03-3876-5372 FAX 03-3874-8346  
http://www.tokyo-jinken.or.jp/